

大分県報

平成二十年
第一九五三号
四月四日

（金曜日）

目次

告示

県営土地改良事業計画変更の概要の縦覧……………	一
指定予定保安林（二件）……………	一
指定施業要件変更予定保安林（五件）……………	一
急傾斜地崩壊危険区域の指定……………	五
道路位置の指定……………	五
公告……………	五
土地改良区の役員の就退任……………	五
公共測量の終了……………	六

○告示

大分県告示第二百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更するので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、次のとおり変更後の県営土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。
なお、変更後の県営土地改良事業の計画の概要に意見のあるものは、縦覧期間満了の日までに知事に対し意見書を提出することができる。
平成二十年四月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営中山間地域総合整備事業
（農業用排水施設整備）

大野西部地区

平二〇・四・四から

豊後大野市役所

平成二十年四月四日

（ほ場整備）
（農道整備）

平二〇・四・二四まで

大分県告示第二百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があつた。
平成二十年四月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

由布市庄内町五ヶ瀬字平谷一八五一番一、字松群一八五二番二、字狸穴一八九〇番一、一八九一番一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐に係る伐採種は、定めない。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに由布市役所庄内庁舎及び由布市役所挾間庁舎に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第二百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があつた。
平成二十年四月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市鶴見大字有明浦字甚平谷一〇三八番一

二 指定の目的

大分県報（告示）

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字甚平谷一〇三八番一（次の図に示す部分に限る。）
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所及び佐伯市役所鶴見振興局に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第二百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった。

平成二十年四月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

日田市大字花月字水無二四〇四番一、二四〇四番三

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字水無二四〇四番一（次の図に示す部分に限る。）、二四〇四番三
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

日田市大字花月字ウトカイ二六五九番一三、大字羽田字北向三九一九番、三九二一番、三九二一番二、三九二二番・三九二六番（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三九二七番、三九二九番、三九三一番、三九三三番から三九三五番まで、三九三八番一、四〇四八番二、大字小山字赤松ケ尾一八三七番、字ヨシビ河内一九四八番一、一九四八番三、字西山一九六三番二、一九六四番一、一九六四番八、一九六四番九、字枯松一九六八番二、一九六八番三

2 保安林として指定された目的
水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第二百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった。

平成二十年四月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

日田市大字三和字博多石二一四番六、字塩井川二一一一番一、二一一一番二、二一一一番四、二一一一番五

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。)



大分県告示第二百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった。

平成二十年四月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

中津市三光臼木字岩宇土一八三九番、一八四〇番、一八四四番五、本耶馬溪町東谷字石原迫五七二番、五七二四番、五七二五番、五七二七番、耶馬溪町西谷字小迫四二三六番一、四二三七番一、字赤禿五三六一番一・五三六一番三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、本耶馬溪町落合字楠迫七〇七番、七一〇番（次の図に示す部分に限る。）、耶馬溪町大字福土字三ツ葉山七四二番（次の図に示す部分に限る。）、字風呂ノ本七八五番、耶馬溪町大字山移字要ヶ平五九五二番、五九五三番一、五九五六番、五九五七番一、五九五八番

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

平成二十年四月四日

字岩宇土一八三九番・一八四〇番・一八四四番五・字石原迫五七二二番（以上四筆

について次の図に示す部分に限る。）、五七二四番、五七二五番、字小迫四二三六番

一・四二三七番一・字赤禿五三六一番一・五三六一番三・字楠迫七〇七番・七一〇番

（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、字三ツ葉山七四二番、字風呂ノ本

七八五番、字要ヶ平五九五二番・五九五三番一（以上二筆について次の図に示す部分

に限る。）、五九五六番、五九五七番一、五九五八番

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所、中津市役所三光支所、中津市役所本耶馬溪支所及び中津市役所耶馬溪支所に備え置いて縦覧に供する。)



大分県告示第二百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった。

平成二十年四月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

1 日田市大字羽田字熊ノ尾七一四番、七一六番、七二〇番一、七二〇番二
2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

大分県報（告示）

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

日田市大字高瀬字目串八〇一五番二、八〇一七番、八〇二一番一、八〇二四番一、大字羽田字二ツ尾一二一六番一

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第二百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった。

平成二十年四月四日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

宇佐市・玖珠郡九重町（以上一市一町国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐に係る伐採を禁止する。

宇佐市・玖珠郡九重町（以上一市一町国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 次の森林については、択伐による。

宇佐市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

宇佐市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐に係る伐採を禁止する。

(2) 宇佐市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
次の森林については、択伐による。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

玖珠郡九重町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、択伐による。

(2) 玖珠郡九重町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

があった。

平成二十年四月四日

大分県知事 広瀬勝貞

（退任役員）

役 名

氏 名

住 所

理 事

増野隆夫

大分市大字鬼崎六一九番地

〃

佐藤男也

〃 大字横瀬二六二九番地

〃

池辺雅美

〃 大字横瀬八〇番地

〃

高山幸人

〃 大字田原一〇〇三番地

〃

久保雅史

〃 大字小野鶴一〇五七番地の一

〃

関金次郎

〃 大字小野鶴三三四番地

〃

秦康雄

〃 大字市四六三番地

監 事

小野和田留

由布市挾間町鬼崎二二〇番地

〃

佐藤格

大分市大字田原九五九番地の二

〃

安東和男

〃 大字上宗方三七八番地の三

（就任役員）

役 名

氏 名

住 所

理 事

小野和田留

由布市挾間町鬼崎二二〇番地

〃

三ヶ尻通泰

大分市大字横瀬二〇四八番地の一

〃

秦野久

〃 大字横瀬二九四番地

〃

工藤長生

〃 大字田原一三三番地

〃

関清彦

〃 大字小野鶴三三七番地

〃

安東和男

〃 大字上宗方三七八番地の三

〃

秦康雄

〃 大字市四六三番地

監 事

神田和敏

〃 大字鬼崎六二〇番地の一

〃

佐藤格

〃 大字田原九五九番地の二

〃

久保雅史

〃 大字小野鶴一〇五七番地の一

~~~~~

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次のとおり大分市植田新都心中央土地区画整理組合理事長から公共測量を終了した旨の通知があった。

平成二十年四月四日

大分県知事 広瀬勝貞

一 作業の種類

公共測量（基準点測量）

二 作業の地域

大分市大字市の一部地域

三 作業の終了日

平成十九年九月三十日